平成21年3月23日

[redacted]

整骨院

様

960-8523
福島市仲間町9-16
株式会社損害保険ジャパン
福島サービスセンター課

ご連絡

拝啓　弊社業務に就きましては毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社宛に頂いていた文書、電話でお話させていただきました件に関しましてご回答させていただきます。

敬具

記

柔道整復師による超音波診断装置の使用について、平成15年9月9日付厚生労働省医政医事課長の回答書の記載が御座いましたので原文を記載させていただきます。

原文

施術所における柔道整復師による超音波画像装置の使用について(回答)

「検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもある。ただし、診察の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務を超えるものである。」

との記載があります。

柔道整復師が超音波検査を行うことに関して、「施術に関わる判断の参考として」は肯定してはいますが、「診察の補助として」は否定しています。この、「診察の補助として超音波検査を行うものの中に柔道整復師は含まれないことを明確にしたものです。

これらの記載により、超音波検査料はお支払できません。逆にもし解釈の異なる資料等が御座いましたら御教示ください。検討させていただきます。宜しくお願いいたします。